利

**小規模企業者経営改善資金**

　利子補給制度のご案内

**甲斐市内の小規模企業者を支援！！**

人口減少や需要の低迷など、中小・小規模企業者にとって先行きの見えない状況のなか、小規模事業者を金融面から支援するために、「利子補給制度」を本年度も実施いたします。

下記表をご確認のうえ、申請等手続きを行っていただけますようご案内いたします。なお、利子補給の申請書類は甲斐市商工会にあります。

（※ただし、要件が満たない場合や、手続きの期限を過ぎた場合は本制度を受けることができない場合がありますので予めご承知おきください）

|  |
| --- |
| * **制度利用が可能な方**（※下記１～４の要件すべてに該当する方）

**<小規模企業者（個人・法人）>**1. 常時使用する従業員が２０人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については５人）以下のもの
2. 甲斐市内に１年以上事業所を有する者又は山梨県内に事業所を有し、かつ、市の住民基本台帳に１年以上記録されている者で、引き続き事業を継続しようとするもの

３．　**市税等の滞納をしていない者**４．　原則として商工会の指導を６ヶ月以上受けている者 |
| * **補給対象期間　返済を開始した月から1年以内**
 |
| **□ 　補給対象融資** １．　日本政策金融公庫制度融資２．　山梨県商工振興資金３．　商工会会員融資（商工貯蓄共済融資・スイフト５００）４．　甲斐市小規模企業者小口資金 |
| **□　 補給額**・・・返済開始月から１年以内に支払った利子の１/２※ただし、延滞等に係る利子は含まない |
| * **補給金限度額**・・・**１０万円**を限度とする　（※適用期間あり）
 |
| * **手続き**（申請/請求の２つの手続きが必要です）

**①申請手続き**（**手続き期限⇒融資実行日の翌月５日まで**）□１．利子補給申請書（様式１）□２．市税等の納付状況を確認する同意書□３．法人：登記簿謄本　/　個人：住民票□４．信用保証決定のお知らせ （公庫融資は不要）用紙は商工会にあります。□５．返済予定表の写し□６．申請時チェックシート（申請から１年後、商工会より請求依頼を通知させていただきます）**②請求手続き**□１．利子補給請求書（様式２）□２．借入金の返済及び利子の支払いを明らかにする書類として融資取引明細表、またはお支払済額明細書　　　　　　　□３．請求時チェックシート甲斐市商工会 |

お問い合わせ先